

時価算定会計基準の適用時期の延期、提案—ASBJ

去る5月28日、企業会計基準委員会は第409回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

時価算定会計基準案に寄せられたコメントへの対応

前回の親委員会（2019年6月1日（No.1546）情報フランチ参照）に引き続き、「時価の算定に関する会計基準（案）」に対して寄せられたコメントへの対応について、審議が行われた。

(1) 第三者から入手した相場価格の確認手続（質問5）

事務局より、確認手続の例示を示した時価算定適用指針案42項について、例示を盛り込む案のなかで次のような修正が示された。

当該第三者から入手した価格と企業が算定した推定値とを比較し検討する。

前回の案では「理論値」としていたものを「推定値」と修正したことについて、委員からは、「意図が明確になった」との意

見が聞かれた。

(2) 適用時期（質問9）

適用時期について、2020年4月1日以後開始事業年度の期首とする当初案から、次のような修正案が示された。

- ・2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用
- ・2021年3月末終了年度の年度末から適用できる規定を削除
- ・2020年3月期からの早期適用は可能（変更なし）
- ・第三者から入手した相場価格の利用に関して、2021年4月1日以後開始する事業年

開示規定の構成案、示される

ASBJ、収益認識専門委

去る5月30日、企業会計基準委員会は第96回収益認識専門委員会を開催した。

前回（2019年5月10日・20日号（No.1545）情報フランチ参照）に引き続き、開示・

度から適用する経過措置を削除

委員からの「さらにもう1年余裕をもたせるべき」との意見に、事務局からは「可能な限り早く適用したい。これ以上の延期は適切ではないのでは」との回答があった。

リース会計基準の検討

第86回リース会計専門委員会（2019年6月10日（No.1547）情報フランチ参照）の議論をもとに、重要性の検討について審議が行われた。

委員からは「IFRSでの少額基準の例外的取扱いは、リース基準固有のものか」という質問に、「IFRSは原則主義で、他の基準にはない。公開草案のコメントでコストベネフィットへの懸念が多く出された結果」との回答があった。

会計

表示に関する事項の検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

開示規定の構成

基本的な考え方として、注記事項についてIFRS15号と同

財務省法人企業統計調査

—平成31年1～3月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算数値を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は令和元年6月3日に発表した平成31年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,926社 (19,308社)
 回答率 72.6% (72.4%)
 () 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は372兆5,204億円で、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は3.0%(前期3.7%)となりました。

業種別にみると、製造業は1.1%(同3.9%)、非製造業は3.7%(同3.7%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は22兆2,440億円で、増加率は10.3%(前期△7.0%)となりました。

業種別にみると、製造業は△6.3%(同△10.6%)、非製造業は18.4%(同△4.9%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は15兆6,763億円で、増加率は6.1%(前期5.7%)となりました。業種別にみると、製造業は8.5%(同10.9%)、非製造業は5.0%(同2.7%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は1兆3,145億円で、増加率は△1.7%(同8.2%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は14兆3,618億円で、増加率は6.9%(同5.5%)となりました。

前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

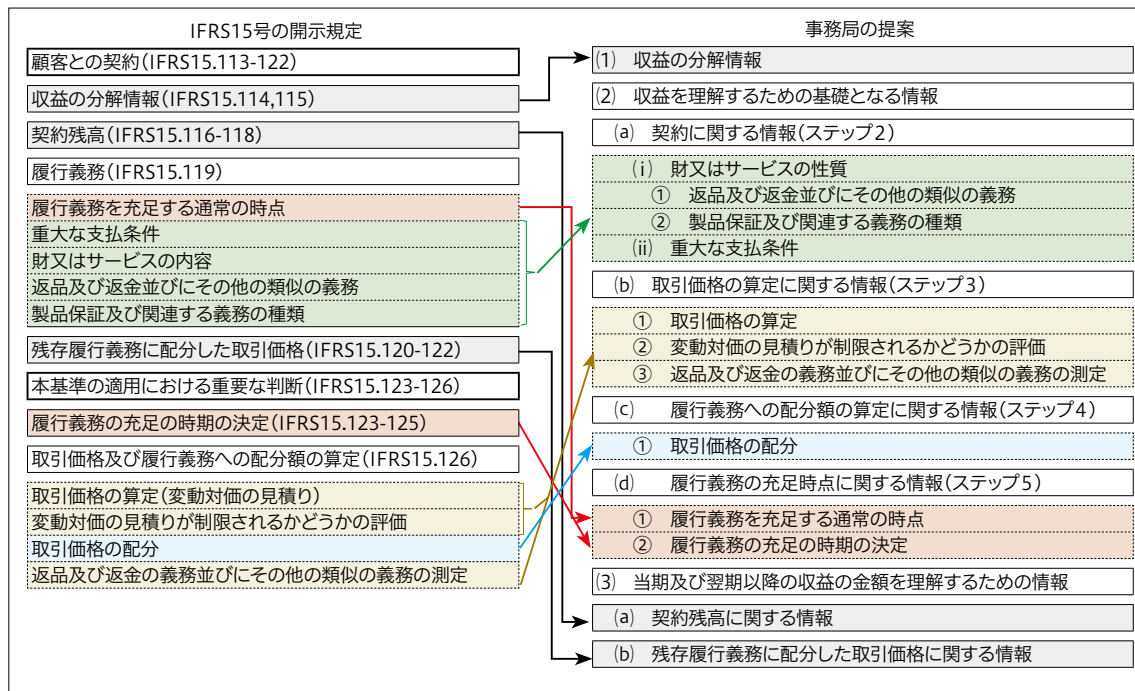
(単位: %、億円)

区分	30.1-3	4-6	7-9	10-12	31.1-3	
売上高					(実額)	
全産業	3.2	5.1	6.0	3.7	3,725,204	3.0
製造業	1.4	6.7	4.3	3.9	1,038,664	1.1
非製造業	3.9	4.5	6.6	3.7	2,686,540	3.7
経常利益					(実額)	
全産業	0.2	17.9	2.2	△7.0	222,440	10.3
製造業	△8.5	27.5	△1.6	△10.6	61,857	△6.3
非製造業	5.0	12.4	4.6	△4.9	160,584	18.4
設備投資					(実額)	
全産業	3.4	12.8	4.5	5.7	156,763	6.1
	(2.1)	(14.0)	(2.5)	(5.5)	(143,618)	(6.9)
製造業	2.8	19.8	5.1	10.9	52,585	8.5
	(2.5)	(21.1)	(3.8)	(11.0)	(48,763)	(8.4)
非製造業	3.6	9.2	4.2	2.7	104,177	5.0
	(1.8)	(10.3)	(1.8)	(2.3)	(94,855)	(6.1)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成31年4～6月期の調査票の提出期限は令和元年8月13日、結果の公表は令和元年9月2日の予定です。

(図表) IFRS15号の開示規定と事務局提案との関係



様の項目を含めることとしており、IFRS15号の開示規定をステップごとに構成し直した事務局案が示された(図表)。

専門委員からは、「事務局案

のほうがわかりやすい」と多くの賛意が示された。また、専門委員からの「IFRS15号では『顧客との契約』と『本基準の適用における重要な判断』に分

会計・監査
カナメの要

社外役員は何を求められるか 手塚 仙夫

公認会計士

社外役員とは、一般に株式会社
社の取締役または監査役で会社
法の規定する要件を満たした者
をいう。

参考までに取締役および監査
役の社外要件としては、会社法
2条15号および16号に定義があ
り、要約すると「当該株式会社
またはその子会社の業務執行取
締役もしくは執行役または支配
人その他の使用人でなく、かつ、
過去10年以内に当該株式会社ま
たはその子会社の業務執行役員も
しくは執行役または支配人その
他の使用人となつたことがない
もの」とある(定義の詳細は会
社法条文参照のこと)。会社法
は、社外であることの要件は規
定しているが、常勤が非常勤か
については特に触れていない。

社外役員は、多くの場合非常
勤であり原則として取締役会、
監査役会、監査等委員会、監査
委員会(以下、「取締役会等」
という)が開催される場合に会
社に出向くことになる。社外役
員制度を会社法が導入した目的
は、会社の重要な意思決定に際
し社外の立場で意見を述べるこ
とで、意思決定プロセスの透明
性を確保することが第一義と思
われる。さらに業務執行者が適

正に業務を行っているか監視す
ることも期待されているものと
思われる。

最近、大型の企業不祥事が
時折発覚することから、コーポ
レート・ガバナンスの強化が叫
ばれており、その一環として社
外役員の重要性も指摘されてい
る。

しかし、現在の社外役員制度
の運用については、課題が山積
していることも現実である。こ
こでは、そのうちの2つについ
て論点を整理してみたい。

まず、1つ目の課題は、取締
役員等(含む)されたものについ
てどれだけ社外役員として意見
が述べられるかである。会社法
が定義している社外要件から推
察するに、社外役員はおおむね
当該会社の業務に関しては素人
である場合が多い。もう少し砕
けた言い方をすれば、「素
人が何を言うか」と一蹴されて
しまうリスクを感じたとき、ど
んな意見を述べることができ
るかである。私が思うに「素人
何を言うか」という感覚は意思
決定プロセスの透明性という観
点から重要な問題と感じてい
る。素人が感じた疑問に対して

説得力ある説明ができてはじめ
て、業務執行者としての説明責
任が果たせたことになるのでは
ないかという意味で重要と考
えている。社外役員の皆さんは自
分の感性でどんどん意見を発す
るべきである。それにより業務
執行者に考える機会と緊張感
を与え、結果として意思決定プ
ロセスの透明性に繋がることにな
る。

2つ目は、非常に難しい課題
であるが、取締役会等に上程さ
れなかった、あるいは話題にす
らななかつたもののなかに、
いわゆる不祥事に絡むような問
題がないかどうかである。この
課題を解決する可能性のあるも
のが内部統制システムの適正な
運用の定着である。もちろんこ
こでの内部統制は、財務報告目
的だけではなく会社業務全般に
わたる内部統制である。そのた
めには全社的なリスク評価が必
要となる。以前当欄(2019
年4月10日号(No.1542))で
書いたように内部統制の運用に
はまだ課題がある。社外役員の
感性や常識で「わからないもの
をわかるようにしてほしい」と
いう声を多く発していただくこ
とを期待している。

かかれているが、事務局案では混在している。ニュアンスが変わってしまわないか」との質問に、事務局からは「欧米の開示では両者をあわせて書いてあるケースもある」との回答があった。

収益の分解情報

事務局より、IFRS 15号B 88項、B 89項で示されている考慮事項や適切である可能性のある区分の例を、日本基準に含めることを前提に、収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に影響を及ぼす要因を考慮して収益の分解を行う旨の文案が示された。

専門委員の、「明示されている区分例から簡単にできそうなものを選んで開示しようという企業もあるのでは」との意見に事務局は「利用者の有用性という開示の目的をしっかりと記載していく必要がある」と回答した。

収益を理解するための基礎となる情報

事務局より、次のような文案が示された。

会計基準

(X) 収益を理解するための基礎となる情報

1 顧客との契約が財務諸表に表示されている項目及び

他の注記事項とどのように関連しているのかを示す基礎となる情報として、次の情報を注記することを検討する。

(以下、略)

専門委員からの「基準の文章

会計

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の文案、示される

— ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る5月24日、企業会計基準

委員会は第24回ディスクロ

ジャー専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

見積りの不確実性の発生要因

事務局から以下の提案があり、新たに開発する会計基準の文案および企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の改正案が示された。

(1) 注記として開示する金額が

会計上の見積りによるもの

開発中の会計基準の結論の背

景に、「注記として開示する金額が会計上の見積りによるもの」は開示対象から除外する旨を記載するとともに、開示目的の1つに、「翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い資産及び負債や収益及

で『検討する』とあるのに違和感」という意見に、事務局から「チェックリストでないので、『検討する』となってしまう」との回答があった。他の専門委員からも、「検討項目を簡条書きにしている」などの意見が聞かれた。

び費用を識別して示すこと」という記述を含める。

(2) 識別された項目が前年度と異なる場合の取扱い

開発中の会計基準において、前年度に開示目的に基づき識別していない資産および負債や収益および費用ならびに偶発事象を当年度に新たに識別した場合

には、その旨を注記する。

(3) 開発する会計基準の種類

新たな企業会計基準を開発し、その名称を「会計上の見積りの開示に関する会計基準」とする。

(4) 個別財務諸表における取扱い

連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における見積りの開示について、連結財務

諸表と個別財務諸表で取扱いを分けることはしない。

(5) 四半期財務諸表における取扱い

見積りの開示の四半期財務諸表における取扱いについて、前年度の財務諸表において開示目的に基づき識別していない資産

および負債や収益および費用ならびに偶発事象を当四半期に新たに識別した場合、新たに識別した資産および負債や収益および費用の四半期財務諸表における表示科目の名称および新たに識別した旨、また、新たに識別した偶発事象について、その旨を注記することを企業会計基準

12号19項および25項の直後に記述する。

関連する会計基準等の定めが

明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

事務局から以下の提案があり、企業会計基準24号「会計上

取扱いを分けたいこととする。

(3) 四半期財務諸表における取扱い

四半期財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」の開示の取扱いについて、特段定めない。

ASBJ、実務対応専門委

去る5月27日、企業会計基準

委員会は第124回実務対応専門委員会を開催した。

前回(2019年6月1日号

(No.1546) 情報フラッシュ

意見への対応として一部修正された基準案が示された。主な修

会計

GGC会計基準の文案について検討

ASBJ、実務対応専門委

去る5月27日、企業会計基準

委員会は第124回実務対応専門委員会を開催した。

前回(2019年6月1日号

(No.1546) 情報フラッシュ

意見への対応として一部修正された基準案が示された。主な修

の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案が示された。

(1) 開発する会計基準の種類

企業会計基準24号を改正し、名称を「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」とする。

(2) 個別財務諸表における取扱い

連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」を含めた会計方針の開示について、連結財務諸表と個別財務諸表で

取扱いを分けたいこととする。

(3) 四半期財務諸表における取扱い

四半期財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」の開示の取扱いについて、特段定めない。

ASBJ、実務対応専門委

去る5月27日、企業会計基準

委員会は第124回実務対応専門委員会を開催した。

前回(2019年6月1日号

(No.1546) 情報フラッシュ

意見への対応として一部修正された基準案が示された。主な修

の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案が示された。

(1) 開発する会計基準の種類

企業会計基準24号を改正し、名称を「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」とする。

(2) 個別財務諸表における取扱い

連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」を含めた会計方針の開示について、連結財務諸表と個別財務諸表で

取扱いを分けたいこととする。

(3) 四半期財務諸表における取扱い

四半期財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」の開示の取扱いについて、特段定めない。

ASBJ、実務対応専門委

去る5月27日、企業会計基準

委員会は第124回実務対応専門委員会を開催した。

前回(2019年6月1日号

(No.1546) 情報フラッシュ

意見への対応として一部修正された基準案が示された。主な修

の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案が示された。

(1) 開発する会計基準の種類

企業会計基準24号を改正し、名称を「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」とする。

(2) 個別財務諸表における取扱い

連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続」を含めた会計方針の開示について、連結財務諸表と個別財務諸表で

正点は次のとおりである。

会計基準の名称

会計基準の名称として、「継続企業の前提に基づく財務諸表の作成の適否に関する会計基準」が事務局より提案された。

「企業」という用語

前回、「企業」という文言が使用されているが、『会社』、『株式会社』と表現されている会計基準もあり、使用方針を明確にしてほしい」との要望があった。

しかし、「すべての企業に適用する」という範囲に関する定めの削除に伴い、「企業」という文言も削除された。

「会計処理」という見出し

前回、「会計処理」という見出しは規定内容と不整合で、見直すべき」との意見があった。

今回、この意見への対応として、見出しを「会計処理」から「会計上の取扱い」に変更された。

「経営者」の定義

前回、「経営者」という用語が従来の会計基準ではあまり用いられておらず、定義が不明確」との意見があった。

今回、「経営者」という用語が削除された。その理由として、評価を行う主体は「経営者」に限定する必要は必ずしもないことがあげられた。

従来の実務への影響

前回、「評価の具体的な方法が示されておらず、従来の監査上の取扱いに基づき行われてきた実務が変化しない旨を明確化して欲しい」との要望があった。

会計

のれんと減損、年後半のDPP公表に向け議論続く—IASB、ASAF対応専門委

去る5月30日、企業会計基準委員会は第84回ASAF対応専門委員会を開催した。主に、5月に開催されたIASBボード会議における、のれんおよび減損プロジェクトの議論の動向が報告された。

企業結合に関するよりよい開示

前回（2019年6月1日号（No.1546）情報フラッシュ（参照）の会議では企業結合についてのよりよい開示を目指すべく、IFRS3号「企業結合」の開示目的および開示要求の改善について議論されたが、ここで出されたフィードバックに対応して、さらなる論点の追加を行い、検討がなされた。

- (1) 企業結合の主要な目的の達成度に関する開示を要求する対象→企業結合の事後の業績

た。

この要望を受けて、結論の背景において、「本会計基準は、継続企業の前提に関する従来の実務に影響を与えるものではない」旨が記載された。

に関する情報の開示の対象の決定はCODM（最高意思決定者）アプローチによる。

(2) IFRS3号の現行の開示要求の絞った改善→

- ① いわゆるプロフォーマ情報に関する要求については削除。その他開示要求の削除の候補をIASBが公表するDPPに含めて意見を求める。
- ② ボイラープレートの情報、不十分な情報が提供される状況を制限するために、提供される開示がIFRS3号の開示目的を達成する十分な性的検討および十分でない場合に追加情報提供することを求める「包括的な(Catch-all)」開示要求を新たに設定する。

強制的な年次の定量的な減損テストの免除

次の論点が議論された。

- (1) のれんを含む資金生成単位(CGU)の強制的な年次の定量的な減損テストを免除するか。
- (2) (1)の免除を、耐用年数を確定できない無形資産およびまだ使用可能でない無形資産にも適用するか。

- (1) 減損の兆候が存在しない場合でも、のれんの定量的な減損テストを年次で実施することの要求事項を削除する。
- (2) 耐用年数を確定できない無形資産およびまだ使用可能ではない無形資産に対しても、のれんと同様の免除を適用する。

検討された論点に対して、IASBスタッフから次の提案がされた。

ボード会議では、前回の議論でも重要視された「(減損損失の認識が) 少なすぎる、遅すぎる (too little, too late)」から始まった本プロジェクトの趣旨に逆行しているとの指摘が多く出た。

国際会計

概念FWを参照した企業結合の修正の公開草案、公表—IASB

去る5月30日、IASBは、公開草案「概念フレームワークへの参照—IFRS3号の修正案」(Reference to the Conceptual Framework—Proposed amendments to IFRS3) (以下、「本公開草案」という) を公表した。

修正の概要

本公開草案は、2018年5月に公表された財務報告の概念

通例どおり修正の発効日は提案されておらず、本公開草案のコメント期限は2019年9月27日である。

(図表) 本公開草案の修正点

	提案されている修正	修正の理由・期待される効果
修正1	2018年フレームワーク公表後もIFRS3号において維持されていた1989年版フレームワークへの参照を、2018年フレームワークに置き換える	・2018年フレームワークとIFRS3号の整合性が向上する ・企業結合時に取得企業が認識すべき資産および負債は2018年フレームワークに基づいて決定することが原則となる
修正2	IFRS3号の認識の原則に例外を設け、企業結合時における負債および偶発負債の認識はIAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」またはIFRIC21号「賦課金」に基づいて実施する	・修正1で導入される原則によって生じる可能性がある当初認識後の損益(day 2 losses and gains)を排除する ・企業結合時に認識される負債および偶発負債の認識は現行のIFRS3号と同一となる
修正3	偶発資産の認識を禁止する記述をIFRS3号の結論の根拠から基準書本文に移す	・偶発資産の認識の禁止をより明示的にする

非営利企業にのれんの償却の選択肢を広げるASU、公表—FASB

国際会計

去る5月30日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2019-06「無形固定資産—のれんおよびその他(トピック350)、企業結合(トピック805)、非営利企業(トピック958)—のれんと特定の識別可能な無形固定資産に関する非公開企業の会計的選択肢の非営利企業への拡大」以下「ASU」というを公表した。

ASUの内容

このASUでは、FASBがのれんに関する費用と会計の複雑性の軽減を目的として、2014年に発行したASU 2014-02「無形固定資産—のれんおよびその他(トピック350)—のれんの会計」とASU 2014-18「企業結合(トピック805)—企業結合での識別可能な無形固定資産の会計」で非公開企業に認められた会計的選択肢を、非営利企業(not-for-profit entities)に拡大した。

FASBは、ASU 2014-02では、非公開企業に対して、のれんを10年(より短期間の耐用年数が適切であると企業が立

証した場合には10年未満)定額償却し、のれんの減損の兆候がある場合のみ、減損テストを実施する(年1回の減損テストは実施しない)会計方針の選択肢を認めている。

また、ASU 2014-18では、企業結合により取得し識別可能とされた無形固定資産のうち、「他の資産から独立して売却または許諾する能力のない顧客関連の無形固定資産」と「非競争(noncompetition)契約」については、のれんに含め、償却する会計方針の選択肢を認めていた。

なお、会計的選択肢の拡大は非営利企業についてであり、公開事業企業には及んでいない。

適用関係

トピック805の会計的選択肢を選択した非営利企業は、トピック350の会計的選択肢をしなければならぬが、トピック350の会計的選択肢を選択した非営利企業はトピック805の会計的選択肢を選択する必要はない。

このASUは発行後すぐに適用される。

経理用語の豆知識

政策保有株式



いわゆる上場企業は、有価証券報告書において、株式の保有状況に係る開示を行うこととされている。「保有目的が純投資目的である投資株式」と「保有目的が純投資以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)」の区分の基準や考え方、さらに、後者については、①提出会社の保有方針および保有の合理性を検証する方法、②個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について開示が求められている。

また、株式の保有状況に係る開示では、個別銘柄情報について非上場株式を除く特定投資株式およびみなし保有株式のうち貸借対照表計上額の大きい順に原則として60銘柄は開示対象になることとされた。「特定投資株式」とは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で非上場株式を除いたものをいう。「みなし保有株式」とは、信託契約等に基づいて議決権行使権限を有する株式をいう。

世界的な景気後退を反映する金利低下傾向

金融

世界的な長期金利低下傾向が続く。米10年物国債利回りは、5月31日の取引で2.12%まで低下し取引を終えた。これは1年8カ月振りの低基準。直近では、5月30日に発表されたトランプ政権によるメキシコに対する追加関税などが材料視されている。これは、アメリカへの不法移民流入に対するメキシコへの対策が不十分であることを理

由に、メキシコからの輸入品のすべてに5%の追加関税を課し、今後25%まで引き上げる可能性を示した。アメリカ国内の自動車産業を中心に供給網への悪影響が懸念される。

もともと、米中間の貿易摩擦の激化で債券市場で買い圧力が強まっていたところ、さらに米連邦準備制度理事会(FRB)による利下げの思惑や長期債の

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年 5月27日	会計制度委員会研究報告15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」	JICPA	インセンティブ報酬スキームにおける会計処理が会計基準等で明らかにされていない現状を踏まえ、インセンティブ報酬に係る会計上の取扱い等について検討を行い、現時点における日本公認会計士協会における調査・研究の結果および考えを取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190527zix.html	—
	会計制度委員会研究報告16号「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」		企業が責任や損失負担を求められる可能性が増加している現状を踏まえ、偶発事象に関する会計上の取扱いの考察や偶発事象の開示または認識時点の適時性に関する検討を行い、現時点における日本公認会計士協会における調査・研究の結果および考えを取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190527zcb.html	—
2019年 5月31日	「監査基準の改訂について」(公開草案)、「中間監査基準の改訂について」(公開草案) および「四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)	企業会計審議会 監査部会	監査報告書における意見の根拠の記載や監査人の守秘義務について監査基準を改訂するとともに、今般の監査基準の改訂および昨年の監査基準の改訂における監査報告書の記載区分の見直し等を踏まえ、中間監査基準および四半期レビュー基準を改訂するもの。コメント期限は2019年7月1日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190531.html	2019年 6月10日 情報フラッシュ
2019年 5月31日	『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2019年5月時点版)』	経済産業省	株式報酬、業績連動報酬に関するQ&Aについて、2019年度税制改正にかかわる部分を中心に改訂を行ったもの。 https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531001/20190531001.html	—

トランプ政策の方向転換はあるか?

証券

令和という新時代が始まって1カ月は日本社会に昂揚感があつたが、株式市場は散々な5月となった。日経平均は10日間の休場明けの7日、いきなり2万2,000円の大台を割り、その後も下げ基調で推移し、月末には2万1,000円台割れが現実味を帯びてきた。

この下げの要因として、国内的には前期決算実績、今期決算

選好傾向が重なった形となった。欧州でも、ギリシャの長期金利がユーロ導入後の最低水準、2・90%台まで低下、ドイツでも10年物国債利回りがマイナス0・21%と3年振りの低水準を付けるなど、金利低下は世界的な傾向だ。債券市場にはリスク回避の資金が流れるが、背景として最大の材料である米中摩擦で双方の妥協点が見えない不安がある。しかし、こうした不安にとどまらず実体経済への悪影響も始めている。

トランプ大統領は、中国からの輸入品に対する制裁関税が米消費者物価へ及ぼす影響について「とても小さい」と述べたが、関税の影響が物価全体に及ぶまでは時間差がある。制裁関税の対象品目が拡大するなか、今後

も影響がないとは考えられない。また、ミシガン大学の5月の米消費者態度指数が急速に悪化するなど、その影響は統計に化している。

このように、長期金利の世界的な低下傾向は、世界的な景気後退を反映したもので、当面は持続すると考えられる。米FRBによる量的・質的金融緩和の修正局面とともに、これまで好調とみられてきた米国内経済も例外とはならないだろう。

この結果、5月中旬以降、世界は同時株安に陥り、それが長引く気配をみせている。世界の主要な株式市場で、株価が大勢に反して反発傾向にあるのはインドだけといってよい。

これでは日本株価が元気でないのも当然だ。しかし、問題はいのちからである。米中貿易摩擦の影響は、各国で景気の悪化が数字で示されてきており、各国の株価へのさらなるマイナスが懸念される。景気の方が短期間で変わることは不可能なので、世界の株式市場の雰囲気は好転するためには、アメリカの政策、トランプ大統領の姿勢が変わることが必要だろう。

トランプ大統領はアメリカ経済が中国経済よりも米中貿易摩擦に強く、金融政策の発動余地が大きいことに自信を持っているようだ。

では、米景気が後退し、株価が下落を続けるようになったら、どうなるだろうか? 来年の大統領選での再選を最優先させているトランプ大統領だけに、強固とされる支持層が大統領の実績に不満を持ち、支持から離れる事態になれば、その姿勢を変えてくることもあり得ると考えられそうだ。